

**第68回税理士試験 相続税法
第一問(理論)解答**

[表示内容の説明]

配点：**1**・・・1点 難易度：A・・・絶対得点すべき内容(易)
B・・・取れると差がつく(中)
C・・・得点不要(難)

問1(予想配点30点)

1 人格のない社団等に対する課税

(1) 内容

① 人格のない社団等の場合 **2**A

イ 人格のない社団等に対し財産の遺贈があった場合においては、その人格のない社団等を個人とみなして相続税を課する。
ロ イの規定は、人格のない社団等を設立するために財産の提供があった場合について準用する。

② 持分の定めのない法人の場合 **3**A

イ 持分の定めのない法人に対し財産の遺贈があった場合において、その遺贈により、その遺贈者の親族その他の特別関係者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、その持分の定めのない法人を個人とみなして相続税を課する。

ロ イの規定は、持分の定めのない法人を設立するために財産の提供があった場合について準用する。

(2) 計算方法(法人税等の控除) **2**A

上記(1)の規定の適用がある場合において、これらの規定により人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される相続税の額については、これらの人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課されるべき法人税その他の税に相当する額を控除する。

2 特定の一般社団法人等に対する課税

(1) 内容 **6**A

一般社団法人等の理事である者(その一般社団法人等の理事でなくなった日から5年を経過していない者を含む。)が死亡した場合において、その一般社団法人等が特定一般社団法人等に該当するときは、その特定一般社団法人等はその死亡した者(以下「被相続人」という。)の相続開始の時点におけるその特定一般社団法人等の純資産額をその時点におけるその特定一般社団法人等の同族理事の数に1を加えた数で除して計算した金額に相当する金額をその被相続人から遺贈により取得したものと、その特定一般社団法人等は個人とそれぞれみなして、その特定一般社団法人等に相続税を課する。

(2) 計算方法

① 相続税額の計算 **2**A

上記(1)の規定により特定一般社団法人等に相続税が課される場合には、その特定一般社団法人等の相続税の額については、上記1(1)②の規定によりその特定一般社団法人等に課された贈与税及び相続税の税額を控除する。

② 生前贈与加算の不適用 **1**B

上記(1)の規定の適用がある場合において、上記(1)の特定一般社団法人等が被相続人に係る相続の開始前3年以内にその被相続人から贈与により取得した財産の価額については、生前贈与加算の規定は、適用しない。

(3) 用語の意義 ① **1**B、② **1**B、③ **1**C

① 特定一般社団法人等とは、一般社団法人等であって次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。

イ 被相続人の相続開始の直前におけるその被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が2分の1を超えること。

ロ 被相続人の相続の開始前5年以内においてその被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が2分の1を超える期間の合計が3年以上であること。

② 特定一般社団法人等の純資産額とは、その有する財産の価額の合計額からその有する債務の価額の合計額を控除した金額として一定の金額をいう。

③ 特定一般社団法人等の同族理事の数に1を加えた数には、被相続人と同時に死亡した者がある場合において、その死亡した者がその死亡の直前において同族理事である者又はその特定一般社団法人等の理事でなくなった日から5年を経過していない者であってその被相続人と特殊の関係のあるものであるときは、その死亡した者の数を加えるものとする。

3 受益者等が存しない信託の場合

(1) 内容 2A

下記①又は②の場合において、これらの信託の受託者が個人以外であるときは、その受託者を個人とみなして相続税を課する。

① 信託の効力が生じた場合 3A

受益者等が存しない信託（退職年金の支給を目的とする信託その他の信託で一定のものを除く。）の効力が生ずる場合において、その信託の受益者等となる者がその信託の委託者の親族として一定の者（以下「親族」という。）であるとき（その信託の受益者等となる者が明らかでない場合には、その信託が終了した場合にその委託者の親族がその信託の残余財産の給付を受けることとなるとき）は、その信託の効力が生ずる時において、その信託の受託者は、その委託者からその信託に関する権利を遺贈（その委託者の死亡に基因してその信託の効力が生ずる場合に限る。）により取得したものとみなす。

② 受益者等が不存在となった場合 4A

受益者等の存する信託について、その信託の受益者等が不存在となった場合において、その受益者等の次に受益者等となる者がその信託の効力が生じた時の委託者又はその次に受益者等となる者の前の受益者等の親族であるとき（その次に受益者等となる者が明らかでない場合には、その信託が終了した場合にその委託者又はその次に受益者等となる者の前の受益者等の親族がその信託の残余財産の給付を受けることとなるとき）は、その受益者等が不存在となった場合に該当することとなった時において、その信託の受託者は、その次に受益者等となる者の前の受益者等からその信託に関する権利を遺贈（その次に受益者等となる者の前の受益者等の死亡に基因してその次に受益者等となる者の前の受益者等が存しないこととなった場合に限る。）により取得したものとみなす。

(2) 計算方法（法人税額等の控除） 2A

上記(1)の規定の適用がある場合において、これらの規定によりその受託者に課される相続税の額については、一定の方法により、その受託者に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。

問2 (予想配点20点)

1 (1)特定居住用宅地等の適用要件について 12A

被相続人等の居住の用に供されていた宅地等(その宅地等が2以上ある場合には、一定の宅地等に限る。)で、その被相続人の配偶者又は次に掲げる要件のいずれかを満たすその被相続人の親族(配偶者を除く。以下1において同じ。)が相続又は遺贈により取得したものをいう。

- (1) その親族が相続開始の直前においてその宅地等の上に存するその被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物(その被相続人、被相続人の配偶者又はその親族の居住の用に供されていた部分として一定の部分に限る。)に居住していた者であって、相続開始時から申告期限(その親族が申告期限前に死亡した場合には、その死亡の日。下記2(1)を除き、以下同じ。)まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その建物の居住していること。
- (2) その親族(その被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者であって一定の者に限る。)が次に掲げる要件の全てを満たすこと(その被相続人の配偶者又は相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族でその被相続人の法定相続人に該当する者がいない場合に限る。)
 - ① 相続開始前3年以内に法施行地にあるその親族、その親族の配偶者、その親族の三親等内の親族又はその親族と特別の関係がある法人として一定の法人が所有する家屋(相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。)に居住したことがないこと。
 - ② その被相続人の相続開始時にその親族が居住している家屋を相続開始前のいずれの時点においても所有していたことがないこと。
 - ③ 相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地を有していること。
- (3) その親族がその被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の居住の用に供していること。

(注)1 被相続人等とは、被相続人又はその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族をいう。以下同じ。

- 2 居住の用には、居住の用に供することができない一定の事由により相続の開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていなかった場合(一定の用途に供されている場合を除く。)におけるその事由により居住の用に供されなくなる直前のその被相続人の居住の用を含む。

2 (2)貸付事業用宅地等の適用要件について 8A

被相続人等の事業(不動産貸付業等に限る。以下「貸付事業」という。)の用に供されていた宅地等で、次に掲げる要件のいずれかを満たすその被相続人の親族(その親族から相続又は遺贈によりその宅地等を取得したその親族の相続人を含む。以下(1)において同じ。)が相続又は遺贈により取得したもの(特定同族会社事業用宅地等及び相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等(相続開始の日まで3年を超えて引き続き貸付事業のうち準事業以外のものを行っていた被相続人等のその貸付事業の用に供されたものを除く。)を除く。)をいう。

- (1) その親族が、相続開始時から申告期限までの間にその宅地等に係る被相続人の貸付事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その貸付事業の用に供していること。
- (2) その被相続人の親族がその被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の貸付事業の用に供していること。